

特定非営利活動法人
エイチ・エー・ビー研究機構

定款

目次

第1章	総則	1
第2章	目的及び事業	1
第3章	会員	2
第4章	役員及び職員	3
第5章	総会	6
第6章	理事会	7
第7章	資産及び会計	9
第8章	定款の変更、解散及び合併	10
第9章	公告の方法	11
第10章	雑則	11
	附則	12

特定非営利活動法人エイチ・エー・ビー研究機構

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人エイチ・エー・ビー研究機構という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県市川市菅野5丁目11番13号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、人由来試料(人の組織や、組織から単離した細胞等)の医学及び薬学的利用に関して、内外の調査研究を行うとともに、不特定多数の市民を対象に医療の研究開発に人由来試料が不可欠であることの啓蒙活動を行う。さらに将来的努力として、死後の組織や、組織から単離した細胞等を研究に供することが広く認知されるべく努力し、医療の増進を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、特定非営利活動促進法(以下「法」という)第2条の別表に掲げる項目のうち、人由来試料の有用性に関する啓蒙活動を行うことを通じ、医療の増進に貢献することを目的として、以下の活動に積極的に貢献する。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 国際協力の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
特定非営利活動に係る事業

- (1) 人由来試料の有用性に関する資料の刊行、公開シンポジウム及びホームページを活用した情報公開事業
- (2) 人由来試料利活用に関する科学的、倫理的情報の調査研究事業
- (3) 人由来試料の有用性に関する学術交流事業
- (4) 人由来試料の有用性を広く実証するために国内外の非営利団体、医療機関等を介して供与を受けた人由来試料を用いた共同研究事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員：この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員：この法人の目的に賛同して入会した団体
- (3) 名誉会員：この法人の発展にとくに功績のあった者で、理事会が推薦し、総会の承認を得たものとする。名誉会員は会費の納入を免除される。
- (4) 市民会員：この法人の目的に賛同して入会した市民

(入会)

第7条 この法人に、正会員または賛助会員として入会を希望するものは所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を得なければならない。

- 2 理事長は、正当な理由がない限り、前項のものの入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事：10名以上

(2) 監事：2名以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人以内を副理事長とする。

3 理事のうち、総務、財務、企画・調査、事業評価、社会活動事業、研究事業、学術集会事業、倫理問題等担当理事を設けることができる。

(選任等)

第14条 理事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、総会において選任し、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(評議員)

第20条 この法人に、評議員を若干名おくことができる。

- 2 評議員は、2名以上の理事の推薦をうけて理事長が任免する。
- 3 評議員は、理事長の諮問に応じ会議を開催し、理事長に答申する。
- 4 評議員会の運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(顧問)

第21条 この法人に、顧問を若干名おくことができる。

- 2 顧問は、理事長が任免する。
- 3 顧問は、理事長の求めに応じ、理事長に助言する。
- 4 顧問会議の運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(委員会)

第22条 この法人に、委員会を設置することができる。

- 2 委員は、担当理事が組織し、理事長が任免する。
- 3 委員長は、担当理事が兼務する。
- 4 委員長は、理事長の諮問に応じ会議を開催し、理事長に答申する。
- 5 委員会の運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(倫理審査委員会)

第23条 この法人に、倫理審査委員会を設置する。

- 2 倫理審査委員会は、人試料を用いた研究計画の実施の適否等について、理事長の求めに応じ会議を開催し、倫理的観点とともに科学的観点も含めて審査し、理事長に文書で意見を出さなければならない。
- 3 倫理審査委員会は、独立の立場に立って、学際的かつ多角的な視点から、さまざまな立場からの委員によって、公正かつ中立的な審査を行えるよう、適切に構成し運営されなければならない。
- 4 倫理審査委員会の構成及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(職員)

第24条 この法人に、主任研究員その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第25条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第26条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第27条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員を選任又は解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散又は合併
- (6) 前各号のほか、理事会より付議された事項

(開催)

第28条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各項の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会で必要と認められたとき
 - (2) 正会員の3分の1以上からの請求があったとき
 - (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事が召集したとき

(招集)

第29条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第30条 総会の議長は、その会議において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第31条 総会は、これを構成する正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第32条 総会における議決事項は、第29条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第33条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 正会員は、議決権の行使をあらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席者を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第53条の適用について、総会に出席したものとみなす。
- 4 会議の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第34条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第36条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第37条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第40条 理事会における議決事項は、第38条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第41条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記する

こと。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 48 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 49 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 50 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 51 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 52 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 53 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経て、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 54 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の

承諾を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

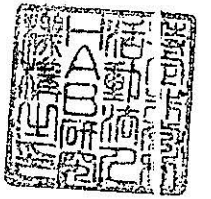
(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	：雨宮浩	副理事長	：安原一
理事	：池田敏彦	理事	：加賀山彰
理事	：草野満夫	理事	：小林智
理事	：小林眞一	理事	：佐藤哲男
理事	：須賀哲弥	理事	：照沼晃
理事	：松村外志張	理事	：吉村義信
監事	：鬼塚彰男	監事	：川原幸則
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2003年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、成立の日から2003年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 10,000円
 - (2) 年会費 8,000円
 - (3) 賛助会費 50,000円（一口）



これは定款である。

特定非営利活動法人

エイチ・イー・ビー研究機構

理事長 深尾 立

